

長 夕 発 第 8 号
令 和 3 年 7 月 12 日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 様

(一社)長野県タクシー協会
会 長 滝 哲 也



長野県最低賃金額改定の審議について(要望)

平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、県内タクシー事業におきましても極めて深刻であって、地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、令和2年2月以降、観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が半減するという甚大な影響を受け続けております。

特に多くの事業者において、再三にわたり緊急事態宣言発動と延長は、地域公共交通機関であるタクシー事業経営の基盤をゆるがしかねない惨憺たる結果を招いております。

また、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こして、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。もし最低賃金額が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至であります。

事態の収束が見通せない中で、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受け日夜、必死に努力を続けております。

雇用維持のため最大限雇用調整助成金を活用しつつ、一方で最低賃金補填が毎月発生する現状となっており、タクシー事業者の経営体力をそぎ落とす日々となっております。

つきましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になお一層のご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の現状にご理解を賜り、長野県最低賃金の決定につきましては、これ以上の引上げをされぬように、強く要望いたしますので、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。